

令和 2 年度松山市生活衛生施設監視指導計画の実施結果

1. はじめに

松山市保健所では、市民の皆様の日常生活に密接な関係のあるクリーニング所、美容所、理容所、公衆浴場等の営業施設の衛生水準の維持向上を目的として、監視指導計画を策定し、定期的な監視指導を行っています。

令和 2 年度の監視指導計画に基づく実施結果についてお知らせします。

2. 実施期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

3. 監視指導実施結果

監視件数は以下の表のとおりです。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況等により、立入による監視指導を控えるなどしたため、監視目標を達成できなかった業種もありますが、全ての業種で事務連絡の文書送付に併せて、新型コロナウイルス感染症対策等に関する周知、啓発を行いました。

また、旅館や公衆浴場については、条例改正により入浴施設の衛生管理方法に追加があったため、説明会の開催を予定していましたが、個別訪問による説明を行ったため目標を上回る結果となりました。

業 種	対象施設数 (R2.3.31 時点)	監視目標	監視件数
理容所	584	60	39
美容所	1,282	120	127
クリーニング所	351	40	36
旅館	220	40	115
公衆浴場	169	30	99
興行場	22	5	2
温泉施設	99	20	90
特定建築物	238	35	81
遊泳用プール	20	20	18
合 計	2,985	370	607

4. 重点取組事項

(1) 無許可旅館業営業の取締り

令和2年度は、愛媛県が主催する無許可旅館業連絡協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、無許可営業施設に関する相談等の情報はありませんでした。引き続き、情報収集に努め、違法な宿泊施設の排除に努めます。

(2) 入浴施設でのレジオネラ症感染防止対策

令和2年3月に公衆浴場法施行条例および旅館業法施行条例を改正し、同年7月1日から公衆浴場や旅館、ホテルの入浴施設の衛生管理基準が強化されました。この条例改正の内容については各入浴施設の管理責任者を集めた説明会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できませんでしたので文書での周知のほか、循環ろ過装置やバイブラなどの気泡発生装置を有するレジオネラ症の感染リスクの高い入浴施設には、個々に営業施設へ伺い、施設の構造や設備など詳細を確認しながら、新たな管理方法等について説明を行いました。

また、浴槽水の水質基準項目の一つであるレジオネラ属菌の抜き打ち検査を40検体分実施し、4検体でレジオネラ属菌が確認されたため、速やかに改善指導を行いました。

(3) まつ毛エクステンションによる健康被害の防止

近年、まつ毛エクステンションの施術を行う営業施設が増加しています。まつ毛エクステンションは目に近い部分に施術するため、健康被害や無資格者による施術に関する相談が寄せられています。

令和2年度は健康被害に関する相談はありませんでしたが、無資格者による施術に関する相談があったため、事実確認を行い、無資格者が施術することの無いよう指導しました。

(4) 宿泊者名簿の適切な管理

不特定多数の者が利用する旅館等では、宿泊者名簿の正確な記載が求められ、国内におけるテロ等の不法行為を未然の防止や感染症の感染経路の特定などの観点から非常に重要なものとなっています。

特に国内に住所を有しない外国人宿泊客については、旅券の呈示を求め、旅券の写しも保存するよう営業者に対して周知に努めています。

令和2年度は24施設に対して立入検査を実施し、宿泊者名簿の管理状況や客室の清掃状況の確認のほか、新型コロナウイルス感染症対策の周知・啓発を行いました。